

## 船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故等番号                            | 2015長第62号   |
| 事故等種類                            | 乗揚  |
| 発生日時                             | 平成27年7月6日 06時30分ごろ  |
| 発生場所                             | 佐賀県唐津市松島北西岸<br>加唐島灯台から真方位218° 3,930m付近<br>(概位 北緯33° 35.35′ 東経129° 50.18′)   |
| 事故等調査の経過                         | 平成27年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 丸福丸、4.8トン<br>SA3-24857（漁船登録番号）、個人所有<br>第290-55417号（船舶検査済票の番号）  |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定   |
| 死傷者等                             | なし  |
| 損傷                               | 船首船底に破口及び擦過傷  |
| 事故等の経過                           | 本船は、船長が1人で乗り組み、松島北西方沖を約7ノットの対地速力で自動操舵により南南東進中、船長が背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢で操船していたところ居眠りに陥り、平成27年7月6日06時30分ごろ松島北西岸の岩場に船首が乗り揚げた。<br>本船は、乗揚げ直後に自力で離礁して航行を続け、07時30分ごろ唐津市呼子港に入港した。   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 雨、風 なし<br>海象：波高 約1m、潮汐 低潮時  |
| その他の事項                           | 船長は、05時ごろ長崎県壱岐市印通寺港を出港するときに眠気を感じていなかったが、同港を出港して間もなく松島の少し西方に向首する南南東の針路で自動操舵として以降、乗り揚げるまで航行中の記憶がなかった。<br>本船は、自動操舵で航行中、針路が左右に振れ、船長が舵を取って針路を修正することがあった。<br>船長は、レーダーを作動させていたが、接近警報の機能がなかった。<br>船長は、5日14時ごろに出漁したが、風が強かったので操業しておらず、印通寺港に入港して、21時ごろから6日00時ごろまでの間にお茶等で割った焼酎をコップ3杯飲んだが、00時30分ごろから05時ごろまで睡眠をとったので、印通寺港を出港するとき、疲労はしておらず、睡眠不足及び飲酒の影響は感じていなかった。 |

|   |   |
|---|---|
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>なし<br/>なし</p> <p>本船は、松島北西方沖を自動操舵により南南東進中、操船中の船長が居眠りに陥ったことから、針路が東寄りに振れたことに気付かずに松島に向けて航行し、同島北西岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵にした後、眠気を感じないまま居眠りに陥ったものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、本船が松島北西方沖を自動操舵により南南東進中、操船中の船長が居眠りに陥ったため、針路が東寄りに振れたことに気付かずに松島に向けて航行し、同島北西岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>参考</b></p>  | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。</li> </ul>   |